

研究所の理念とその展開

創立20周年に寄せて

所 長 八 木 三 男

一、研究所のしあわせ

にいがた県民教育研究所は今年、二〇〇四年一月に創立二〇周年を迎える。創業時壮年で、設立の中心にいた長崎明現理事長、木村隆利現副理事長もわたくしもすでに老境にはいり、設立時からの所員だった野沢勲さんや若月又次郎さんは残念ながら鬼籍に連なった。当初からの会員で他界された人も多く、それさえ思えば感慨なきを得ない。

しかし二〇年にわたって研究所が、状況にあった問題提起をし、種々なイベントを企画しながら、市民的協同を発展させたが（後述）、その間大なきな過ちも借金もなかった。『にいがたの教育情報』を八〇号まで一度も休むことなく刊行し、地域教育問題研究で「新潟県における教員派閥（学園）の研究」など、画期的な業績もあげ、新潟県だけでなく、全国的にもその存在感を示し、一定の評価を受けてきたのは、研究所の日常業務をいわば手弁当で献身的に働いてくださった所員諸氏をはじめ会員諸兄姉の熱烈で粘り強い支援に支えられたお陰であり、どのくらい感謝していいか言葉を示らない。

そういうのには理由がある。一九八四年の設立時に

は財政純度一〇〇%の会員制の市民立地域教育研究所は全国にはなかった。先例に学ぶことができず、財政基盤も不安定なうえ、教育研究方法も経営のノウハウもすべてを自力で編みだし、曠野を切り拓いていくよりほかなかった。問題ごとに討議を繰り返し、理論化して経営にあたった。

ソ連をはじめとする「社会主義」体制が崩壊し、冷戦構造は終りを告げた。一局集中した軍事大国アメリカによる世界支配の野望の果てに、いまイラク侵略が進んでいるように、その間に世界史は激動したが、革新的民主主義陣営に属すると自負するわが研究所は、そのためにその理念や運営方針に動揺をきたすことは微塵もなかった。いまやその理念と運営方針は揺るぎないものになった。

しかし、『教育情報』の編集では、よくやってきたという多少の自負はあるが、悔やむことが多い。もつと読みやすく文化的薫りもあり面白さのあるもの、もつと具体的で実践的なもの、子どもの状況をリアルに分析し、実態に即して問題提起するなど、及ばなかったものが多い。『教育情報』の水準は研究所の力量を忠実に反映するものになった。

研究所の理念や具体的な研究内容・運動についてはあとで述べるとして、わたくしたちは研究所を地域教育研究所としてその経営形態をどのように考えてきたか、確認しておきたい。

1、純粋に民間の研究所であるために、労働組合のようにその存在自体に意味があるわけではなく、意味のある事業をひとつひとつ自分の手で生み出していくのでなければ、その社会性を認知されないということである。

2、新潟県に即した教育問題の研究を組織することによって、地域の教育運動を教育科学を含む諸科学の成果のうえに成り立たせるために努力し、地域の教育改革を通じて日本の教育改革を展望する（後述）。
3、研究所はいわば「文化」としての「教育」をあつかう「協同組合」である。それにふさわしい運営と組織の原理がある。

① 会員の要求に合った良質の教育情報を提供することとを、なによりも経営的義務と考える。

② 多種多様な職種が市民が会員になっているために運営には市民的感觉ともいうべきものが必要という認識。会員の総意のみに拘束されるという運営の

手続き、受取証、礼状等市民が通常行う手続きの一切をとる。

③ 基礎的組織として「会員懇談会」を地域ごとに組織する。そこに研究成果をもちこみ、相互に学習し、会員の経営参加を促す。そうすることで会員が地域の教育運動の担い手にもなる。(これは「新しい学力観」研究会を地域ごとに組織して以来うまくいっていない)。いま研究所が誇りにし、しあわせに感じていることをいっておきたい。

第一は、『にいがたの教育情報』創刊から八〇号まで、会員諸兄弟が稿料もなしに執筆し、よくぞ支えてくださったということである。研究所は執行態勢や財政力の弱さのほかに、それ自体の研究機能の不充分さから、これまで研究所が方針をもって会員の研究を組織する、例えばプロジェクト研究、継続的な研究会の成果は少なく、圧倒的に会員の研究成果を蒐集するというのが実際だった。

第二に、大多数の会員が二〇年もの間、誠実かつ確実に比較的高額の会費を納め続けてくださったことである。なかに払いつぶりの悪い人があるのはどんな団体や組織でも同じだろう。しかし、この研究所がどこ

よりもすごいのは、毎年会員によって一〇〇万円近い寄付が寄せられることである。それを見越して予算をたてているという財政上のいくらかの不健全さはあるものの、これは全国的にも誇りうるわが研究所の財産であり、幸福である。研究所の創立にあたってのそもその基金が多額の寄付によるものだった。数人による一〇〇万円ずつ計六五〇万円が立ち上げ資金になった。いまも毎年数十万円を寄付される篤実な現職の教員がおられる。

研究所は慢性的に財政が危機的状況だが、一〇年まえに一度破綻的危機を経験した。常勤の事務職員をパートに変え、所員の活動費を抑制することで乗り切った。歯止めのかからない会員減のなかで、それでは間に合わず、二年まえに事務職員のパート時間をさらに減らして賃金を大幅に削減した。また家主さんに相談したところ、家賃を劇的に値下げしてくれた。ほぼいままでの半分である。

いづれにしても、研究所は実に多くの人々に支えられ、物心両面にわたる直接間接の支援によって二〇年を過ぎたのである。研究所はしあわせだった。そうはいっても、研究所の現況には深刻なものがあ

る。その最大の問題は歯止めがかからない会員の減少である。会員数は最多時の三分の二に減った。とくに現職教員の減少が著しく、一〇年まえ小・中・高・障害校合わせて四一%だった比率は二七・五%に落ちこみ、逆に退職教員と主婦合わせて二〇・六%だった構成比は退職教員だけで二六・四%になった。一〇〇%会費と会員の寄付金だけを頼りに経営されるのが研究所にとって会員の減少は死命を制する重大事である。長引く不況ということもあるが、会員の老齢化による退会が大きい。一方で、若者とくに若い教員を会員に誘うノウハウをもっていない。教員を対象になにかを企画しても教員が集まってくれない。若者を誘うのは若者に限るといってもその若者を組織できないでいる。詳しくは本号の二二ページの「研究所の現状」に抛られたい。

二、研究所の理念としての憲法と教育基本法

冊子にしてお配りしてある『研究所設立趣意・規約』のうち、法律のような体裁をとる「規約」などは見ない会員は多いかもしれないが、「よびかけ」「設立趣意」と「設立宣言」は一度は目を通していただけたものと

思う。

創業時、研究所は当時としては相応の危機感をもって掲げたのだが、一見タテマエのように思われていた研究所の理念が、二〇年経過して、いよいよ実体的で切実な意味をもってきているのに驚いている。その理念がいささかも色あせないどころか、かえって政治的にも教育的にも生活的にもきわめて緊迫したものになった。

「趣意」は研究所の基本的な立場を次のように書いた。
① 日本国憲法と教育基本法の精神を教育のなかに実現していくための研究活動

② 国民主権と人権を擁護し、人間の尊厳を守ることを基調にする

③ (その政治的立場を問われれば) 議会制民主主義と地方自治を発展させる立場である

④ 研究方法は自由と恒久平和のために、真実をつらぬく確固たる姿勢

二〇〇〇年十月に現アメリカ国務副長官が中心になつてつくった「アーミテージレポート」が「日本が集団的自衛権を否定していることが同盟協力を束縛するものになっている」といつて以来、憲法九条の改訂を

中心にすえる日本の改憲勢力が勢いついて、イラクに派兵したばかりでなく、小泉首相は今年八月、二〇〇五年十一月の自民党結党五〇周年をめどにした憲法改正案のとりまとめを指示した。民主党は年内に意見集約を終え、来年には草案を出すという。経団連は「武器輸出三原則」と「宇宙の平和利用原則」の見直しを求める提言をまとめて呼応した。そして奥田会長は「日本がリーダーシップを取るには軍事力の充実が必要」だといふ放った。

いうまでもないことだが、イラク戦争における有事実法の制定に見られるように、彼らが企図する集団的自衛権の明記は、アメリカの侵略的先制攻撃世界戦略に従属的に連関し、世界平和を脅かすものである。

さらに、その改憲の露払いとして位置づけられている教育基本法の改訂は、すでに今年の六月、自民党と公明党は「愛国心」を法制化する、つまり国を愛することを義務づける全面改訂に合意し、来年の通常国会に改正案を上程するといっている。

憲法九九条が天皇や総理大臣以下のすべての公務員が憲法を尊重し擁護する義務を負うとし、しかしそのなかに国民が含まれていないように、憲法は国民が

時の政治権力にその条文通りに政治を行うように付託したものであり、教基法も憲法に準じて同様の意味をもつ。

教基法の改訂は、憲法が保障する基本的人権が「現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利」（九七条）としているにもかかわらず、国民の権利を基調とする日本の教育の法体系を国家に対する義務の体系に変え、権力による支配を禁じた条項を逆に権力による教育の支配を合法化するものになる。これは日本の国家理念を著しく退廃させ、教育そのものを荒廃させる。国民に対する著しい侮蔑である。

もうひとつ研究所が掲げるべき理念として考えているものに国連の諸決定がある。戦後国連は平和、人権、教育、環境等の問題で憲章、宣言、条約、勧告など膨大な決議や決定を蓄積してきた。そして、その最高の価値を平和の維持と人権の擁護においている。

国連が権利問題を重視するのには特別の意味がある。人権の発展が民主主義の基礎になり、国連が希求する最大の価値としての国際的平和の基礎になるという認識である。世界人権宣言（一九四八年、国連第三回総会採択）の前文は「人類社会のすべての構成員の固有

の尊厳と平等で讀ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」といつている。権利侵害が紛争を起こし、紛争が人々の平和に生きる権利を侵害する。これは日本国憲法や教基法の精神と一致する。憲法九条はいまや有史以来の人類の平和への希いを体現するものになった。国連が教育への権利保障に関連する数多くの問題提起をしてきたのは、それが地球上のすべての人の権利であると同時に、一人ひとりの人間のあらゆる段階、つまり生涯にわたる権利であるからだ。とりわけ人類の未来を担う子どもの教育への権利問題は重視されるが、それと直接深く関わる専門職としての教師の権利は特別に重要である。

この文脈のなかで東京都が日の丸・君が代問題で大量の教師を懲戒処分し、教師・生徒の精神の自主性を否定している事件と石原都知事の一贯した好戦的、弱者への侮蔑的言辭と弱者切捨ての行政措置は、偏狭なナショナリズムが憲法や教基法を否定した姿であり、人類の発展方向に真つ向から挑戦している姿である。

問題は東京都的な教育へのテロリズム(恐怖政治)の全国や新潟県への波及である。教基法の改悪によって

テロリズムが合法化する可能性を否定できない。後述するが、その例は新潟県でもすでに顕著に現れている。研究所は近年『教育情報』だけでなく、二回にわたって『研究所通信』で教基法問題の特集を提供した。そして、あらためて二〇周年目のこの九月の二一回総会で、全力を尽くして教基法改悪反対の運動に参加していく決意を表明した。さしあたって市民団体を反対運動に糾合するために、運動の事務局を担うことになるだろう。

三、地域から日本の教育改革を展望する

研究所は当初から「地域から日本の教育改革を展望する」ことを研究や運動の実践的な目標にしてきた。

研究所は雑多な職種の自立した市民が良質な教育情報を受け取り、また自分の考えを発表するために会員になった任意団体であつて、いわゆる運動団体ではない。そのために、「地域から日本の教育改革を展望する」といつても、基本的には教育改革の運動に情報や研究成果を継続的に提供することによって貢献することである。それを研究所は「地域の教育運動を教育科学を含む諸科学の成果のうえに成り立たせるために努力す

る」と表現した。

そのためには、たえず関係運動諸団体と緊密な連携をとることが不可欠である。しかし、この二〇年間の市民社会的成熟をとまなう社会変動のなかで、連携すべき教育関係運動団体も変貌した。教員組合が教育運動における活動力もしたがって影響力も減じてきた。

教員組合が地域からの教育改革運動にとって最も重要な社会勢力であることは少しも変らないが、一方で重要な変化が起きている。独立した自由な市民が、専門家の支援を受けながら、子どもの権利・不登校・非行・学習障害など個別・具体的な要求や興味で結合した教育運動の市民組織が大幅に増え、生き生きと活動を展開するようになった。自立した個人の自由と自発性のうえに成り立つこれらの運動組織と市民立の研究所がどう日常的に連携し、いっそう共同を深めていくかは喫緊の課題のひとつになっている。

わたくしは一九八九年に研究所が友好団体と共同して新潟で開催した「第五回地域づくりと教育・文化運動全国交流研究集会」で「新潟から日本の教育を考える」(『教育情報』二五号)と題して基調報告をしたことがある。そのなかで、あくまでも新潟という地域に即し

てその教育改革を具体的に探りたいとして「それを地域に住んでいる者の主体性のところから、つまり、新潟を起点にしてもの」ことを考え、その内容の普遍性を問いたいのだ」といい、それが研究所設立の趣旨だと表明した。

ではその成果はと問われれば、いささかたじろがざるを得ない。八〇号におよぶ『教育情報』に特集を組んで休むことなく発刊しつづけたことは最大の成果であるが、ほかに数例を紹介するにとどめよう。

1、〔新潟県における教員派閥(学閥)の研究〕

新潟大学の黒川勝己さんと所員故野沢勲さんを中心にした研究所の『学閥研究』によって、一九八五年から六年間二二回にわたったこの連載は、新潟県の教員派閥による教育支配の不法と腐敗の実態をはじめて白日のもとに県民のまえに明らかにした。またこれは研究所の地域研究にとって唯一研究の名に値するものであり、一気に『教育情報』の声価を高からしめただけでなく、全国的にも高い評価をうけた。千葉大三輪定宜さんは「教員派閥研究における記念碑的労作」と評価し、ひきつづき「派閥」解消のための県民の運動展開を提起されたが、研究所の運動体としての力量と

財政的な自信のなさで、運動を支えるための出版の時機を失し、黒川さんをはじめ研究会のみなさんに申し訳なかったと悔やんでいる。

2、子どもの権利条約に関わって

研究所は当初から子どもの権利条約に重大な関心をもち、その内容の宣伝と地域における子どもの権利保障の実現と拡充のために何らかの組織が必要だという認識をもっていた。一九九〇年の第七回総会で『子どもの権利条約』の批准促進と子どもの人権擁護のために「というアピールを採択し、「子どもの権利条約批准促進にいがたの会」の発足に力を尽くしてその事務局を担当した。

九〇年から九一年にかけて「にいがたの会」として県内の各自治体議会に郵送によって批准促進の請願をし、五〇議会（四四％）が決議をするという成果をあげた。全国最多だった（全国一三％）。事務職員を常勤からパートに変えたのを機会に研究所は事務局の任務を降りた。批准後は「促進にいがたの会」は「子どもの権利条約にいがたの会」という市民組織として独自の発展を遂げた。

3、理事長長崎明さんを擁立した知事選

二度にわたって長崎さんを擁立して闘った知事選では、元新大学長という候補者の経歴から、研究所は無党派層を視野にいれた市民型選挙を提案して、とくに九二年の二度目の選挙では四〇％近い得票をおさめて画期的な成果をあげた。研究所として参加したわけではないが、所員・会員がそれぞれの部署で奮闘した。わたくしは選対本部と政策立案の責任者を兼ねた。

この知事選はつぎのような成果をおさめた。

① 新潟県の革新知事候補としてはじめての高い得票率はその後の徳島知事選まで記録を保持した。

② 土木県新潟の教育や福祉の劣悪さが白日のもとに曝され、政策を通じてはじめて体系的に県民の知るところとなった。それは研究所にとっても研究上県政を視野におさめる点で参考になった。

③ 主体的に参加した市民型選挙のなかで、はじめて選挙戦の明るさ・楽しさを多くの市民が経験できただけではなく、県政を身近なものとして実感できた。

4、『新潟県の子育て百科』（一九九六年）の刊行

『教育情報』を別にして、研究所の刊行物としてはじめて市販に耐えるものになり、いくばくかの収益もあった。新潟県の「不登校」や「いじめ」が他県に比

して特別に多く、子育てにとくに困難があるのではないかという思いと、子どもの権利条約の批准に触発されて企画され、多様な職種の会員がそれぞれの分野で執筆した。テレビや新聞でも紹介された。

わたくしは編集責任者として跋文に次のような意味のことを書いた。伝統的に県政が時の権力の政策を無批判にしかも集中的にとりいれた結果、土木開発だけが優先され、教育・文化・福祉の後進県になった。いまや、新潟県を一国のようにとらえ、県政が子どもの問題を最優先に考える独自の子育て理念を打ち立てることができるよう、この書物を刊行する。この場合「一国のように」という言葉がミソなのであった。

5、そのほか、北魚沼郡小出町千溝小学校廃校反対運動との連帯や調査、臨教審や昭和天皇死去に伴う哀悼の強制や規制、とりわけ大嘗祭を国事行為とした問題などで日本科学者会議新潟支部と共同して、市民向けの公開シンポを開催し、また、市民が指導要領・教科書に発言する「教育常設フォーラム」の運営、おそらく県内初めての企画だったとされる県出身の鳥居敏文さんなど中央画壇の画家と在地画家との対等の大共同展（新潟県ミレニアム美術展）の成功など、いろいろなこと

をやってきた。

四、研究所の研究活動の当面する課題

緊急の課題としては、第二章で掲げた教育基本法の改悪に反対する運動を発展させることである。その仕事としてはまず市民団体と協議・連携して、研究所が終始事務局を担当する気概をもって運動に打ち込むことであろう。

つぎに、いまの教育状況をどう見ているかという問題である。繰り返しになるが、さきの二一回総会で提案した内容の概略を記すにとどめよう。

東京都における日の丸・君が代をめぐる教師に対する指導要領違反という超法規的な懲戒処分と研修という名の思想改造は偏狭なナショナリズムを基盤とする行政による一種のテロリズムだということはすでに述べた。次のことも教基法を改訂して権力が教育を支配するための施策として重視されなければならない。

東京都の教育行政が採用している学校支配の方式にはもうひとつの側面がある。学校に民間企業型の経営手法を取り入れ、学校を相互に競争させて、企業トップが企業戦略をたてるように、大学から幼児教育に

いたる学校教育に行政と学校トップによる経営戦略——業績測定——評価を貫いて、教員を支配するという方式である。教員評価はすでに賃金差別を伴う人事考課として導入され、職員会議は校長の諮問機関になった。

この学校運営手法は総務省の『新たな行政マネージメントの実現に向けて』（〇二年五月）に拠っている。

このような支配層による教育戦略はいま東京都でドラスチックに貫徹されているが、その結果よき学校文化は失われ、教師は精神の自主性を失い、学校から生氣がどんどん殺がれていく。

教育における企業的経営方式は新潟県にも全面的に導入される可能性がある。すでに指導力不足教員の評価制度が導入され、人事考課の制度化も近い。

以上のような学校教育の動向のなかで、教員の精神の自主性や教育の自由が失われていくならば、教員相互の研鑽による教育の質の向上や自主的な研修の気風といった長い年月をかけて培ってきた学校文化が損なわれ、なによりも子どもたちがどのように扱われているか心配の種は尽きない。

子どもが想像をこえるような残忍な犯罪を引き起こしたり、コミュニケーションを携帯電話に頼ったり、

子どもたちが現実の普通の生活とその感覚からどんどん離れていくように見える。生活者である親も大人も教師たちも以前より格段に子どもの實際を捉えにくくなった。

いま、研究所は初心にかえって、子どもたちのおかれている状況をリアルに分析して、そのうえで子どもたちと教育をどうつくっていくか、子どもの基礎学力を高め、子どもを中心に学校に人間性をどう回復させていくか、力を尽くしてこれらの研究をあらためて進める必要があるように思う。教員の専門性の陶冶も子どもをどうリアルに理解するかから始まるのではないだろうか。

「付記」この小文の執筆中に中越大地震が起きた。研究所の会員に被災者が多く、また個人的にも知人が多いために、気持ちに沮喪して筆が進まなかった。謹んでお見舞い申しあげる。

（やぎ みつお・にいがた県民教育研究所所長）